

データフリーの通信サービスに関する規約

第1条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語は、次の意味を有するものとします。

- (1) 「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- (2) 「申込者」とは、第3条(契約の成立時期)に基づき申込書を当社に提出する個人、法人又は団体をいいます。
- (3) 「データフリー」とは、ユーザーが特定のコンテンツを利用するときにデータ通信量を消費しないことをいいます。
- (4) 「本データ定額サービス」とは、当社が提供する特定のコンテンツの利用時にデータフリーとなるデータ定額サービスであり、別紙に定めるものをいいます。
- (5) 「コンテンツ」とは、文章、音声、画像、映像、イラスト、データその他一切の情報の総称をいいます。
- (6) 「対象サービス」とは、申込者がユーザーに対して提供するサービスであり、第3条(契約の成立時期)に規定する申込書に記載するものをいいます。
- (7) 「ユーザー」とは、当社が提供する電気通信サービスの利用者をいいます。
- (8) 「知的財産権」とは、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的財産権の総称をいいます。
- (9) 「反社会的勢力」とは、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。

第2条 (規約の適用)

本規約は、当社が提供する本データ定額サービスにおいて、対象サービスをデータフリーの対象とするために、両者間で取り決めるべき取引条件を定めるものです。

第3条 (契約の成立時期)

1. 当社が提供する本データ定額サービスにおいて、対象サービスをデータフリーの対象とすることを希望する場合、本規約に同意の上、当社が別途指定する方法・書式に基づ

き、当社に対して書面による申込書を交付するものとします。

2. 申込者が当社に交付した申込書に対して、承諾書（電磁的記録を含みます。）を交付した場合、本規約に基づく当社と申込者との間の契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 前項に基づき本契約が成立した後であっても、当社は、対象サービスを本データ定額におけるデータフリーの対象とする義務を負うものではなく、技術的要因その他何らかの理由により対象とすることができない場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第4条 （識別子情報の提供義務）

1. 申込者は、対象サービスに関して、本データ定額サービスにおけるデータフリーの対象となるトラフィックを識別するために、次の第1号及び第2号の情報の両方又はいずれかを、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当社に提供しなければなりません。なお、申込者がCDNを利用している場合は、対象サービスのトラフィックのみを識別できる情報を当社に提供するものとします。

(1) IPレンジ（IPアドレスを含みます。）

(2) Server Name Indication（SNI）

2. 申込者は、前項に基づき当社に提供した情報を追加、更新その他変更する場合、当社に対し、当該変更することを希望する月の前々月25日（25日が当社の営業日ではない場合は前営業日）までに、変更後の情報を提供するものとします。
3. 申込者は、プロトコルや暗号化方式等のトラフィック識別に影響がある対象サービスの変更を行う場合は、当社に対し、3か月前までに書面により報告するものとします。
4. 申込者は、申込者によるプロトコルや暗号化方式等の変更によって、当社が申込者の対象トラフィックの識別をすることが困難になった場合、対象サービスが本データ定額サービスにおけるデータフリーの対象外となることを予め了承するものとします。この場合、当社は、申込者に対して何ら責任を負わないものとします。

第5条 （データフリーの範囲）

1. 申込者の対象サービス内のコンテンツの一部について、本データ定額サービスのデータフリーの対象外となる通信が発生する場合には、別途両者間で書面（電磁的記録を含みます。）により合意するものとします。
2. 申込者は、対象サービス内のコンテンツで、本データ定額サービスのデータフリー対象

外となる通信が新たに発生する場合には、当社に対し、対象外通信が発生する日の3か月前までに、書面（電磁的記録を含みます。）により通知するものとします。

第6条 （広告宣伝）

1. 申込者は、対象サービスが本データ定額サービスのデータフリーの対象である旨を、当社による事前の書面（電磁的記録を含みます。）による承諾を得ることなく、広告・宣伝、公表その他外部へ開示してはなりません。
2. 申込者は、当社のロゴ、商標その他の標章を使用する場合、当社による事前の書面（電磁的記録を含みます。）による承諾を得なければならないものとします。この場合、申込者は、当社商標等の使用態様については、当社が定めるブランドポリシーに従わなければなりません。
3. 当社は、申込者による当社商標等の使用態様を不適切と判断する場合は、申込者に対してその使用の中止又は変更を求めることができ、申込者は直ちにこれに従うものとします。なお、本項により発生し、又は発生し得る一切の費用については、申込者が負担するものとします。

第7条 （商標等）

1. 当社は、本データ定額サービスを説明若しくは広告・宣伝する場合、又は本データ定額サービスを提供するために必要である場合、これらの目的の範囲内に限って申込者及び対象サービスのロゴ、商標その他の標章を使用できるものとします。なお、当社は、申込者から事前に広告掲載ガイドラインを提示された場合は、これを遵守するものとし、申込者の広告掲載ガイドラインの範囲を超える場合は、両者間で協議の上決定するものとします。
2. 前項に基づき当社が申込者及び対象サービスのロゴ、商標その他の標章を使用する場合の掲載場所・位置は、当社が自らの裁量で決定することができるものとします。
3. 本契約が終了した時点で、申込者及び対象サービスのロゴ、商標その他の標章が既にパンフレット、ポスター、当社のホームページその他の広告物に印刷、使用又は掲載済みである場合は、当社は、本契約終了後も、当該広告物を引き続き使用することができるものとします。

第8条 （費用負担）

両者は、本契約を遂行する上で自己に生じる一切の費用について、自らの負担とするこ

とを予め承諾するものとします。

第9条（知的財産権）

1. 両者は、本契約を履行するにあたって、独自に開発又は取得した知的財産権について、当該独自に開発又は取得した当事者が専有することに合意します。
2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、申込者が従前から保有し又は新規に取得した知的財産権で、本データ定額サービスを提供するために必要なものについて、当社に対して無償で権利の許諾を行うものとします。

第10条（遵守事項）

申込者は、本契約に関連して、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関が定めるガイドライン又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為を助長する行為
- (3) 当社又は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 当社又は第三者の営業妨害若しくは不利益を与える行為
- (6) 不正な目的を有する行為その他不正行為
- (7) 反社会的勢力と、法令上の義務に基づかず取引又は利益を収受する行為

第11条（保証）

1. 申込者は、対象サービスに関し、次の各号に掲げる事項を遵守していることを保証するものとします。
 - (1) 違法又は不正な内容のコンテンツが含まれていないこと
 - (2) 違法行為、有害又は犯罪行為、自殺若しくは自傷行為を助長若しくは誘発する内容のコンテンツが含まれていないこと
 - (3) 過度にわいせつな表現又は露骨な性的表現を含むコンテンツが含まれていないこと
 - (4) 暴力的、差別的、残虐的又は反社会的な表現を含むコンテンツが含まれていないこと
 - (5) 当社のブランドイメージを毀損する内容のコンテンツが含まれていないこと
 - (6) その他社会通念に照らして不適切な内容のコンテンツが含まれていないこと
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者に事前に通知の上、対象サービスを本データ定額サービスのデータフリーの対象外とする措置を講ずることができるも

のとします。但し、緊急やむを得ない場合は、事後的に通知することで足りるものとします。

- (1) 申込者が本契約に違反した場合（前項の保証違反を含みます。）
 - (2) 対象サービスの内容及び機能が大幅に変更された場合
 - (3) 対象サービスが当社のサーバ、システム若しくはネットワーク又は当社が提供する電気通信サービス（本データ定額サービスを含みます。）に支障を生じさせる場合
 - (4) 対象サービスの毎月のトラフィック量を踏まえて検討した結果、対象サービスを本データ定額サービスのデータフリーの対象とすることがユーザーにとって大きなメリットがないと当社が判断した場合
 - (5) その他当社が対象サービスをデータフリーの対象とすることが不相当と判断した場合
3. 当社は、前項の措置によって、申込者に何らかの不利益又は損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

第12条（データ定額サービスの変更）

当社は、自らの裁量により、申込者に対して何ら通知等することなく、本データ定額サービスの内容及び提供並びにデータフリーの対象となるサービス又はコンテンツについて、追加、変更、改定、停止、中止又は廃止することができるものとします。

第13条（非保証）

1. 当社は、申込者に対して、本データ定額サービスの完全性、安全性、有用性、正確性、特定目的適合性、期待する水準に達していること、若しくは法令、ガイドライン若しくは業界団体の内部規則等に適合すること、第三者の知的財産権を侵害していないこと、又は不具合が生じないこと等を含め、明示的若しくは黙示的にも何ら保証を行わないものとします。
2. 当社は、申込者に対して、本データ定額サービスの提供にあたり、両者間で合意した範囲の対象サービスのコンテンツをデータフリーに識別するシステムが正常に動作すること、若しくは誤りなく識別できること、又は正常に通信量を消費しないように機能すること等について、明示的若しくは黙示的にも何ら保証を行わないものとします。

第14条（免責）

1. 当社は、本データ定額サービスの変更、停止、中止若しくは廃止、又は本データ定額サ

ービスを提供したこと若しくは提供できなかったことにより、申込者に何らかの損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、ユーザーが本データ定額サービスを利用する場合に、両者間で合意した範囲の対象サービスのコンテンツを利用したにもかかわらず、システムの不具合その他何らかの理由により通信量を消費したことにより、申込者に対し、クレーム、請求若しくは紛争が発生したとき、又は申込者に何らかの損害が生じたときでも、一切責任を負わないものとします。
3. 前二項に規定するほか、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除いて、本契約に関連して、申込者が被った一切の損害については責任を負わないものとします。

第15条（不可抗力）

自然災害、火災、その他当事者としての管理能力を超えた事由により、両者が本契約を履行することが不能となった場合、両者は互いに免責されるものとし、その後の措置について、両者協議の上、取り決めるものとします。

第16条（解除）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に基づく義務の不履行又は違反があり、その不履行又は違反を是正すべき旨の通知を受けた後5営業日以内にその不履行又は違反が是正されない場合
 - (2) 手形又は小切手を不渡りしたとき、その他銀行取引停止処分又は支払停止状態に至った場合
 - (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他これに類する法的倒産処理手続の開始の申立があった場合
 - (4) 重要な財産に対し仮差押、仮処分、差押、滞納処分又は競売手続の開始があった場合
 - (5) 営業を停止若しくは廃止し、又は事業譲渡、解散の決議をした場合
 - (6) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (7) 当社又は当社の関連会社の名誉若しくは信用を毀損した場合
 - (8) 本契約に関し不正行為を行った場合
 - (9) 前各号のほか、本契約の継続が著しく困難であると当社が判断する場合
2. 前項の規定は、当社から申込者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第 17 条（解約）

1. 当社は、本契約を終了することを希望する日の 30 日前までに、申込者に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
2. 当社が本データ定額サービスを廃止した場合は、当該廃止時点をもって、本契約は自動的に終了するものとします。
3. 前二項に関し、申込者が何らかの損害又は不利益を被った場合であっても、当社は、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 18 条（第三者の権利侵害）

1. 申込者は、申込者の責めに帰すべき事由により、本契約に関し、第三者から知的財産権その他権利を侵害する等を理由として、何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合、申込者の費用と責任において、当該第三者との紛争を解決するものとするものとします。
2. 前項の場合、当社が紛争を解決するために何らかの費用を支出したときは、申込者は、当社に対し当該費用（損害賠償金、和解金、訴訟等の費用、弁護士報酬等を含むが、これらに限られません。）を支払わなければならないものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 両者は、相手方に対し、本契約締結時において、自己（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含みます。）が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 当社又は申込者は、相手方が反社会的勢力に該当すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。
3. 前項により本契約を解除した当事者は、解除による損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 20 条（秘密情報）

1. 両者は、本契約に関して知り得た相手方（以下本条において情報を開示する者を「開示者」といい、受領する者を「受領者」といいます。）の業務上、技術上その他の秘密情報について、本契約の履行に必要な範囲内でのみ使用するものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但

し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時に公知であった情報
 - (2) 開示の後、受領者の守秘義務違反によらずに公知となった情報
 - (3) 開示の時に受領者が既に正当に保有していた情報
 - (4) 譲渡又は開示の権利を有する者から守秘義務を課されることなく入手した情報
2. 行政機関、司法機関その他公的機関から秘密情報の開示を求められた受領者は、速やかに、開示の求めがあった事実を開示者に通知しなければならず、開示の範囲について開示者と事前協議を行い、法令により開示する義務を負う範囲に限り、秘密情報を開示することができるものとします。

第 21 条（個人情報）

申込者は、本契約に関し、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び行政機関が定めるガイドラインを遵守しなければならないものとします。

第 22 条（譲渡禁止）

申込者は、当社から事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保権の設定の他処分を行うことはできないものとします。

第 23 条（規約の改定）

当社は、本規約の内容を変更する場合があります。この場合、変更後の内容が申込者の権利関係に重大な影響を与えるときは、当社指定のウェブサイトに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。

第 24 条（存続条項）

本契約が解除、期間満了その他理由の理由により終了した後も、第 3 条（契約の成立時期）第 3 項、第 4 条（識別子情報の提供義務）第 4 項、第 6 条（広告宣伝）第 3 項、第 7 条（商標等）第 3 項、第 10 条（遵守事項）、第 11 条（保証）第 3 項、第 13 条（非保証）乃至第 15 条（不可抗力）、第 16 条（解除）第 2 項、第 17 条（解約）第 3 項、第 18 条（第三者の権利侵害）、第 19 条（反社会的勢力の排除）第 3 項、第 20 条（秘密情報）

乃至第 22 条（譲渡禁止）及び本条乃至第 27 条（裁判管轄）の規定は、有効に存続する。

第 25 条（協議）

両者は、本規約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、両者誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとします。

第 26 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第 27 条（裁判管轄）

両者は、本規約に関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

制定日：2020 年 3 月 4 日

本データ定額サービス

	名称 ^{※1}	データ容量
1	データ定額 50GB プラス	50GB
2	データプラン 50GB+	50GB
3	データプランメリハリ	50GB
4	その他甲が指定するデータ定額サービス ^{※2}	—

※1 名称変更後のデータ定額サービスを含みます。

※2 本データ定額サービスを追加する場合は、本規約に定めるものとします。